

御嵩町 町長・町議会議員 ご説明(第四回)

工事施工ヤード造成等について
亜炭鉱跡充填事業について
造成予定地B(町有地)について

令和3年2月10日

本日のご説明内容

1. 中央新幹線美佐野トンネルほか新設のうち、工事
施工ヤード造成等について
2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用
について
3. 造成予定地B(町有地)について

本日のご説明内容

1. 中央新幹線美佐野トンネルほか新設のうち、工事
施工ヤード造成等について
2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用
について
3. 造成予定地B(町有地)について

令和3年2月10日時点案
今後記載内容が変更となる可能性があります。

中央新幹線美佐野トンネルほか新設 — 工事施工ヤード造成等に係る工事説明会 —

○美佐野自治会(於:美佐野集会場)

- ・令和3年2月27日(土) 10:00～、13:30～
28日(日) 13:30～

○次月自治会(於:次月公民館)

- ・令和3年2月28日(日) 10:00～

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線美佐野トンネルほか新設工事共同企業体

説明内容

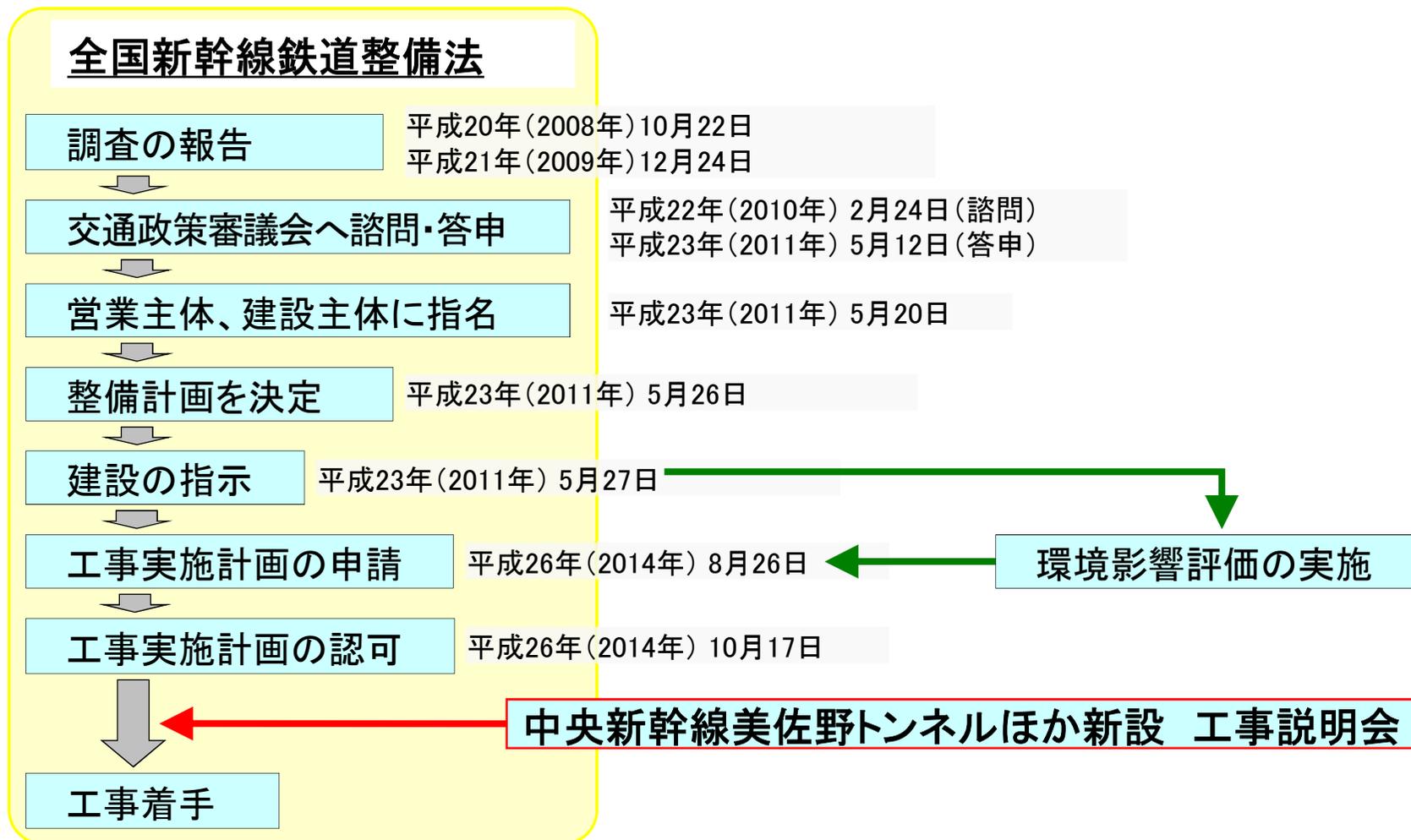
1. 中央新幹線事業概要
2. 工事概要(工事施工ヤード造成等)
 - (1) 工事概要
 - (2) 工事工程
3. 工事用車両の運行計画及び安全対策
 - (1) 運行計画
 - (2) 安全対策
4. 環境保全
 - (1) 環境保全措置
 - (2) モニタリング
5. お問い合わせ先

説明内容

1. 中央新幹線事業概要
2. 工事概要(工事施工ヤード造成等)
 - (1) 工事概要
 - (2) 工事工程
3. 工事用車両の運行計画及び安全対策
 - (1) 運行計画
 - (2) 安全対策
4. 環境保全
 - (1) 環境保全措置
 - (2) モニタリング
5. お問い合わせ先

全国新幹線鉄道整備法に基づき計画を推進

- 平成26年(2014年)10月、国土交通大臣より当社は工事実施計画の認可をいただきました。

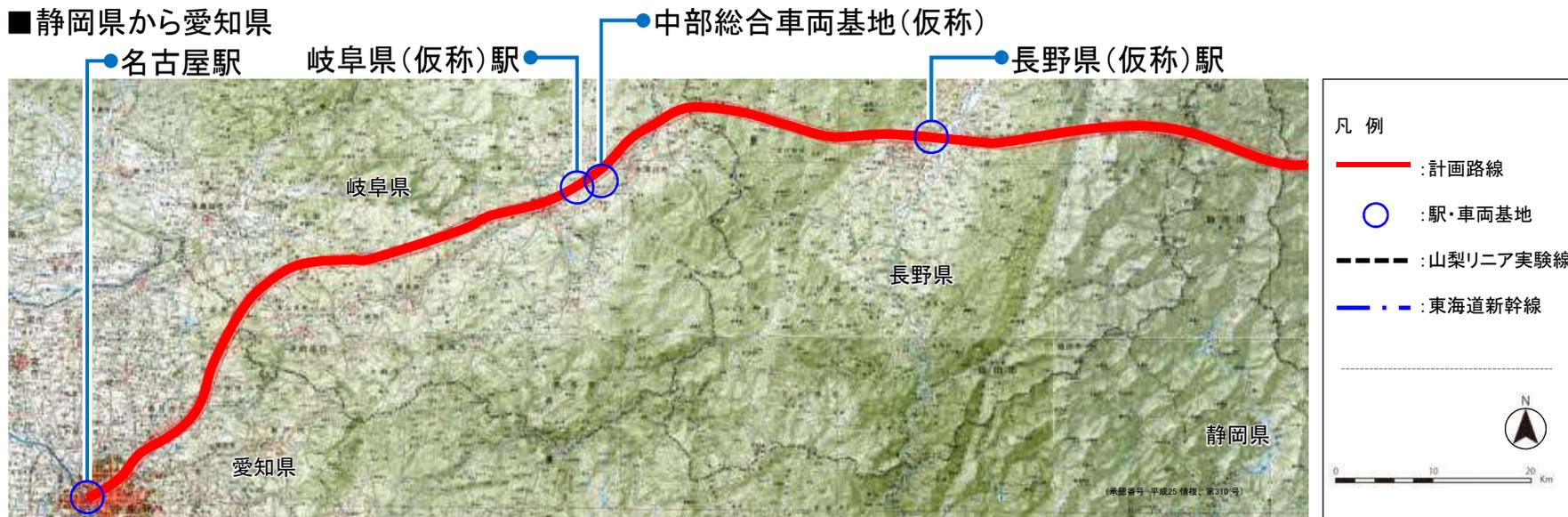


路線概要(平面図・全線)

■東京都から山梨県



■静岡県から愛知県



路線概要(平面図・岐阜県)

- ・ 地上部 6.5km、トンネル部 48.6km の路線計画です。



凡例	
	計画路線(地上部)
	計画路線(トンネル部)
	岐阜県(仮称)駅
	中部総合車両基地(仮称)
	非常口(山岳部)
	変電所

説明内容

1. 中央新幹線事業概要
2. 工事概要(工事施工ヤード造成等)
 - (1) 工事概要
 - (2) 工事工程
3. 工事用車両の運行計画及び安全対策
 - (1) 運行計画
 - (2) 安全対策
4. 環境保全
 - (1) 環境保全措置
 - (2) モニタリング
5. お問い合わせ先

工事の概要

- ・工事名称 : 中央新幹線美佐野トンネルほか新設
- ・工事契約期間 : 令和2年4月28日～令和8年6月30日
- ・工事場所 : 岐阜県可児郡御嵩町美佐野地内ほか
- ・工事概要 : ・工事施工ヤード造成等(以下、「本工事」という。)
 - ①工事施工ヤード造成、②道路改良、③仮栈橋設置
 - ④仮設備設置・トンネル掘削、橋りょう施工

※本説明会は、工事施工ヤード造成等に係る作業を対象としており、トンネル掘削及び橋りょう施工に係る内容については、計画が具体化した後に、別途説明します。

- ・本工事時間 : 作業時間 8時00分～19時00分

※上記の時間帯は、現地での作業開始、終了の時間です。

工事用車両の運行時間 7時30分～18時00分

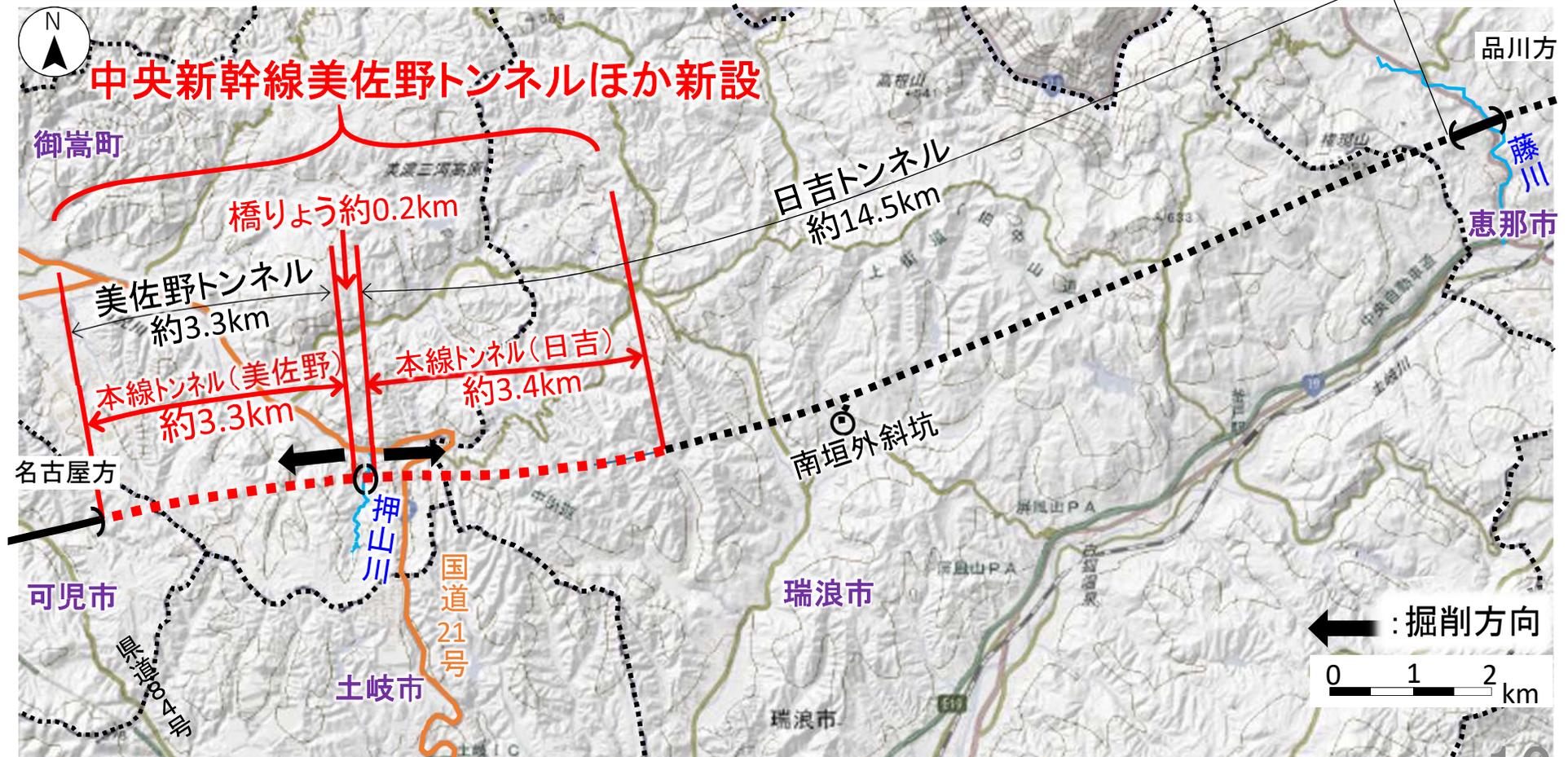
- ・本工事の休工日 : 日曜日、お盆、年末年始 等

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず上記以外の時間や休工日に作業を行う際には予め関係者と調整します。

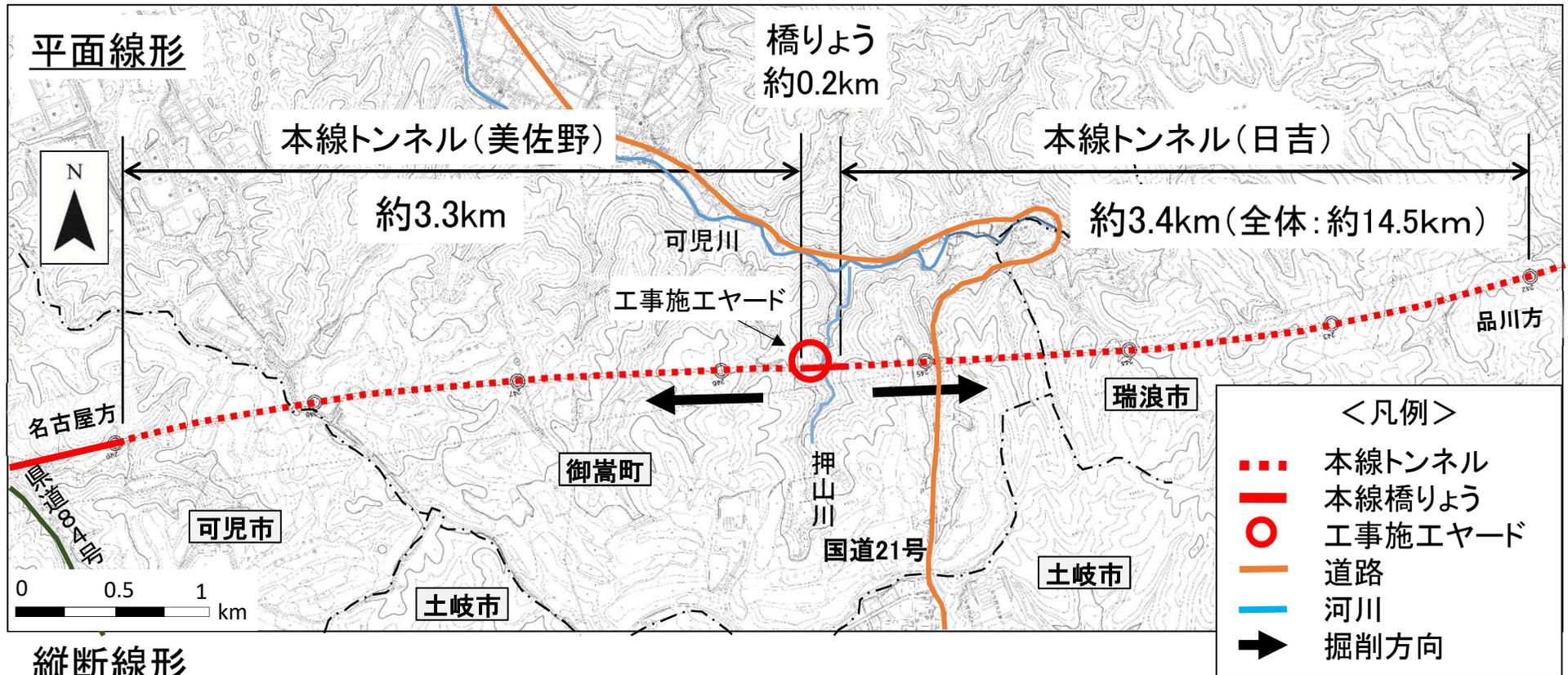
※地域のイベント等が開催される場合は、工事用車両の運行時間帯について、予め関係者と調整します。

工区の概要

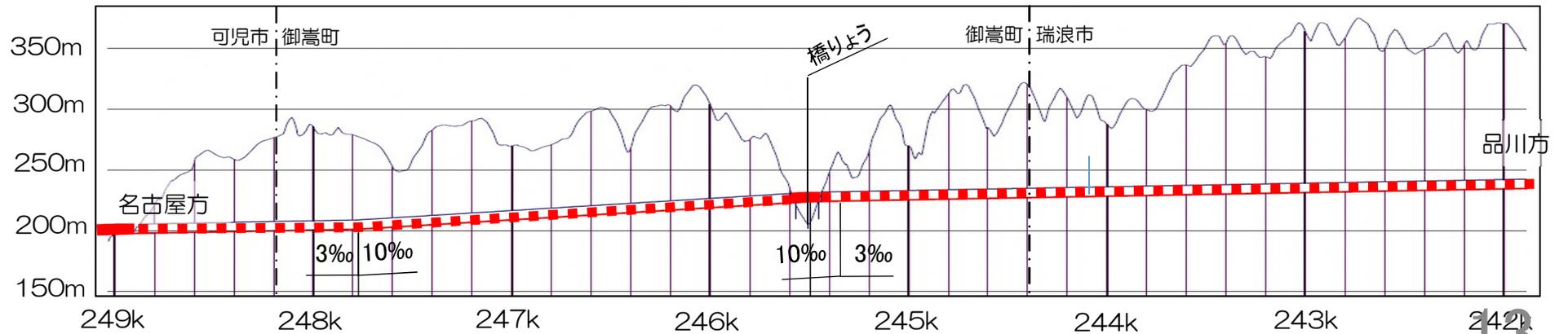
- ・工事施工ヤード造成等
- ・トンネル掘削 本線トンネル(日吉)(約3.4km)、本線トンネル(美佐野)(約3.3km)
- ・橋りょう施工 橋りょう(約0.2km)



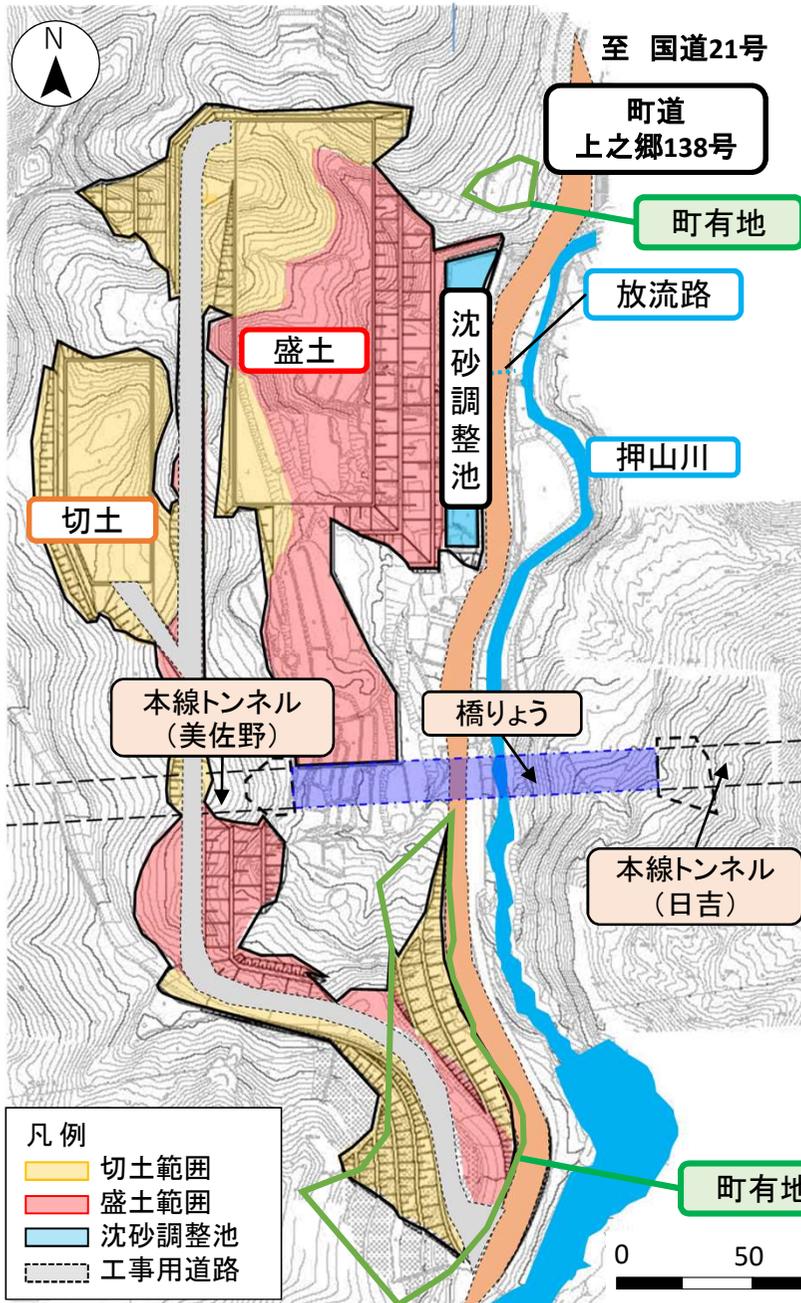
工区の概要



縦断線形



【工事施工ヤード造成等】①工事施工ヤード造成 2. (1)工事概要



工事施工ヤード造成

地面の高い部分の土を掘削(切土)し、低い部分をかさ上げ(盛土)することで平地を作ります。

平地

↔

切土

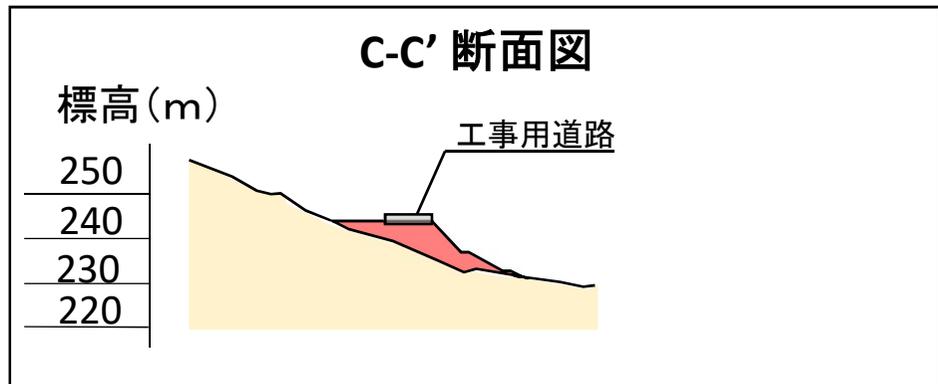
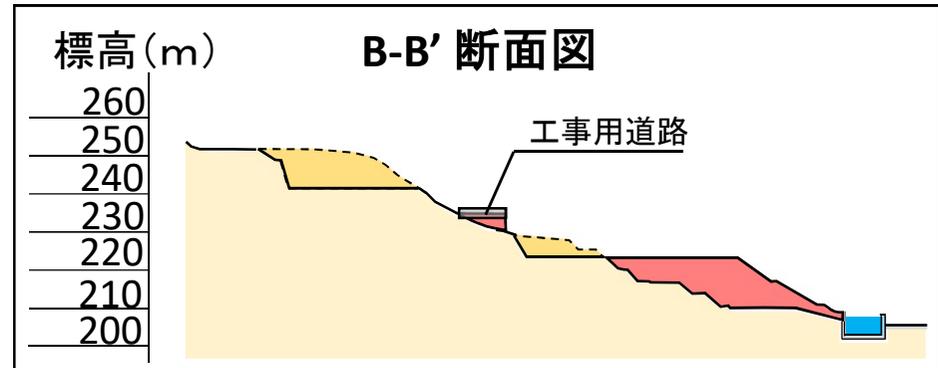
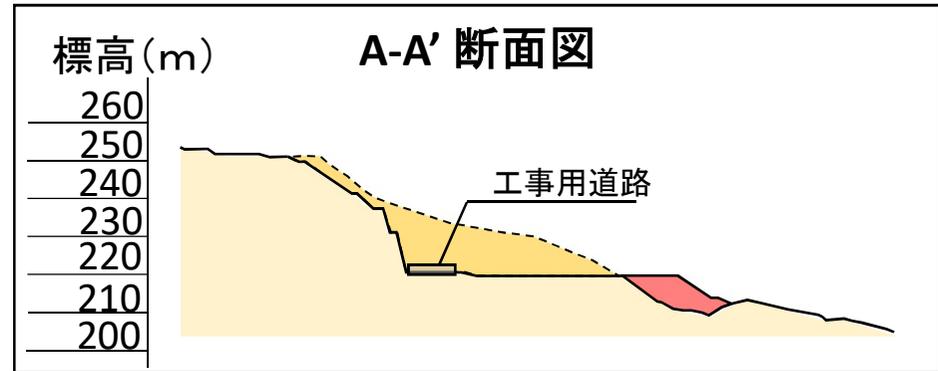
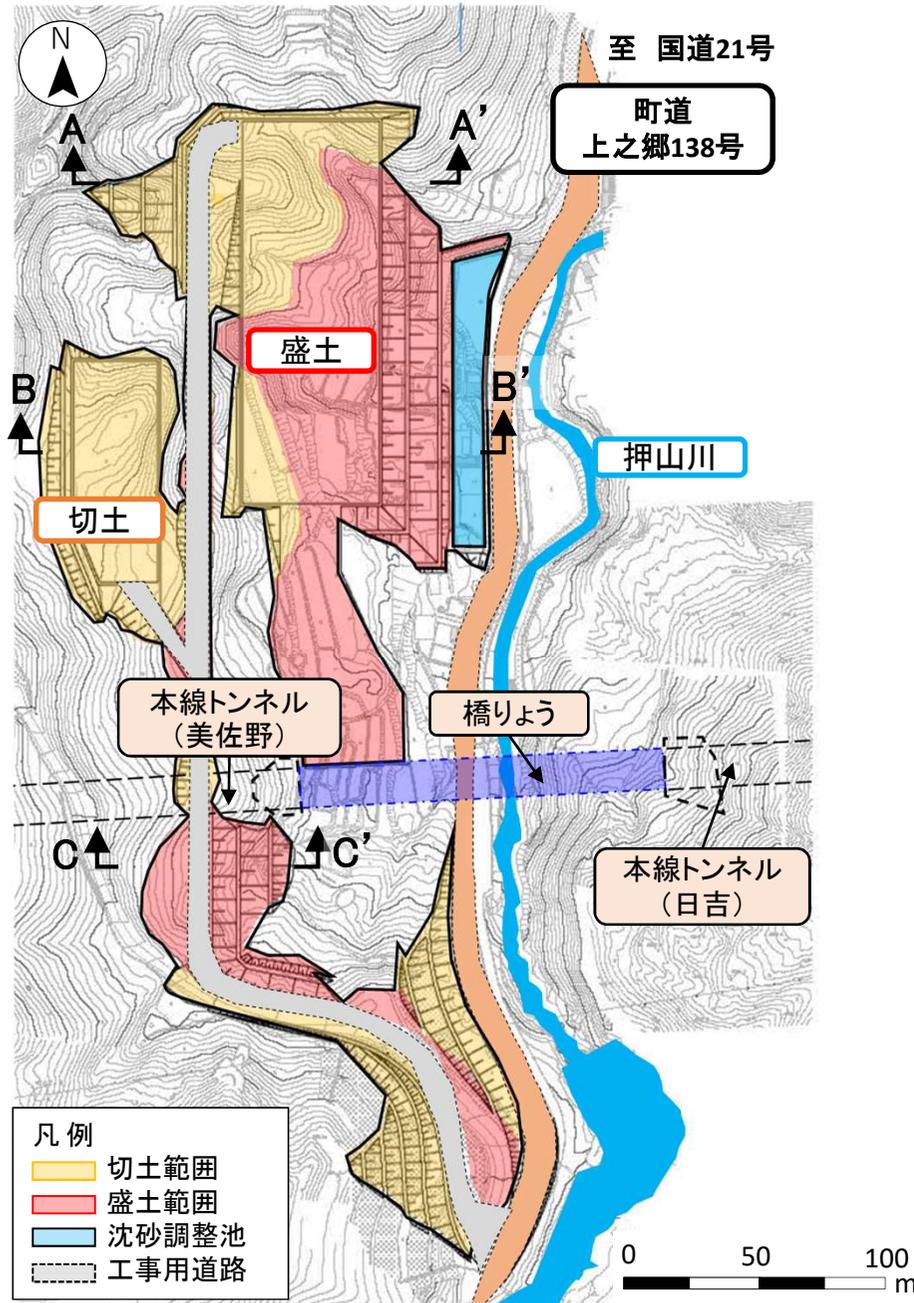
盛土

平地

※工事説明会資料にヤード内町有地範囲を追加

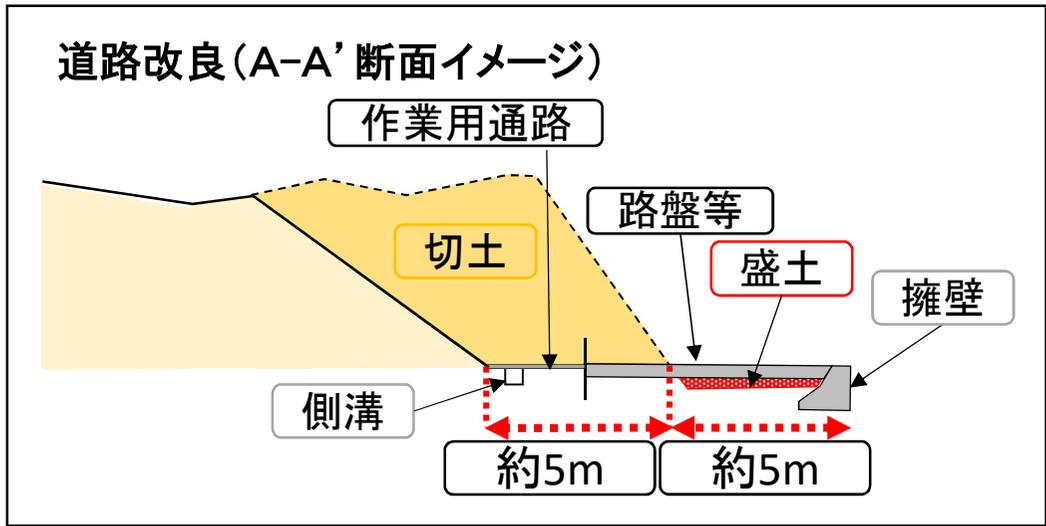
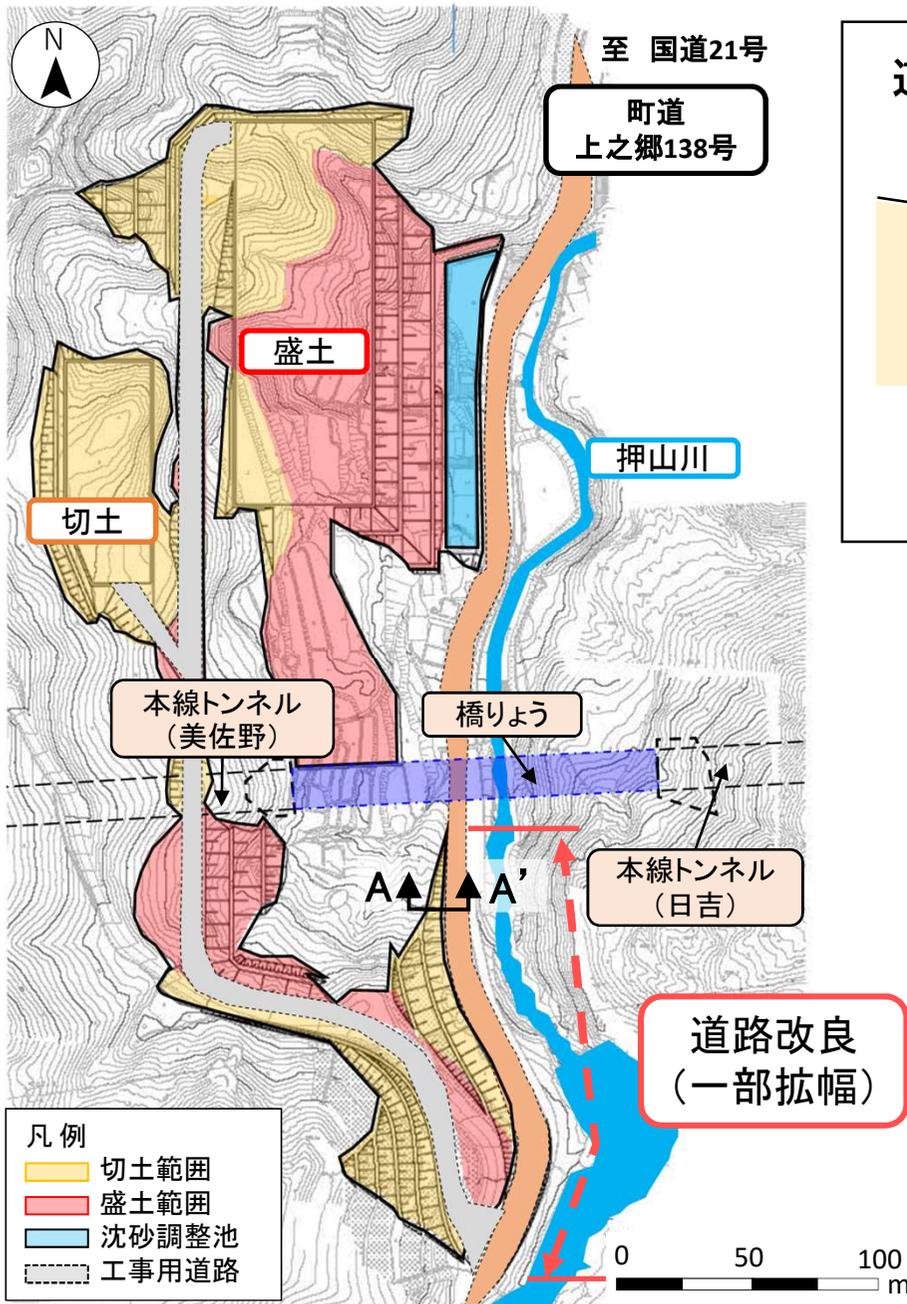
※類似工事の写真を掲載しています。
 ※現時点での計画であり、変更となる場合があります。

【工事施工ヤード造成等】①工事施工ヤード造成 2. (1) 工事概要



※現時点での計画であり、変更となる場合があります。

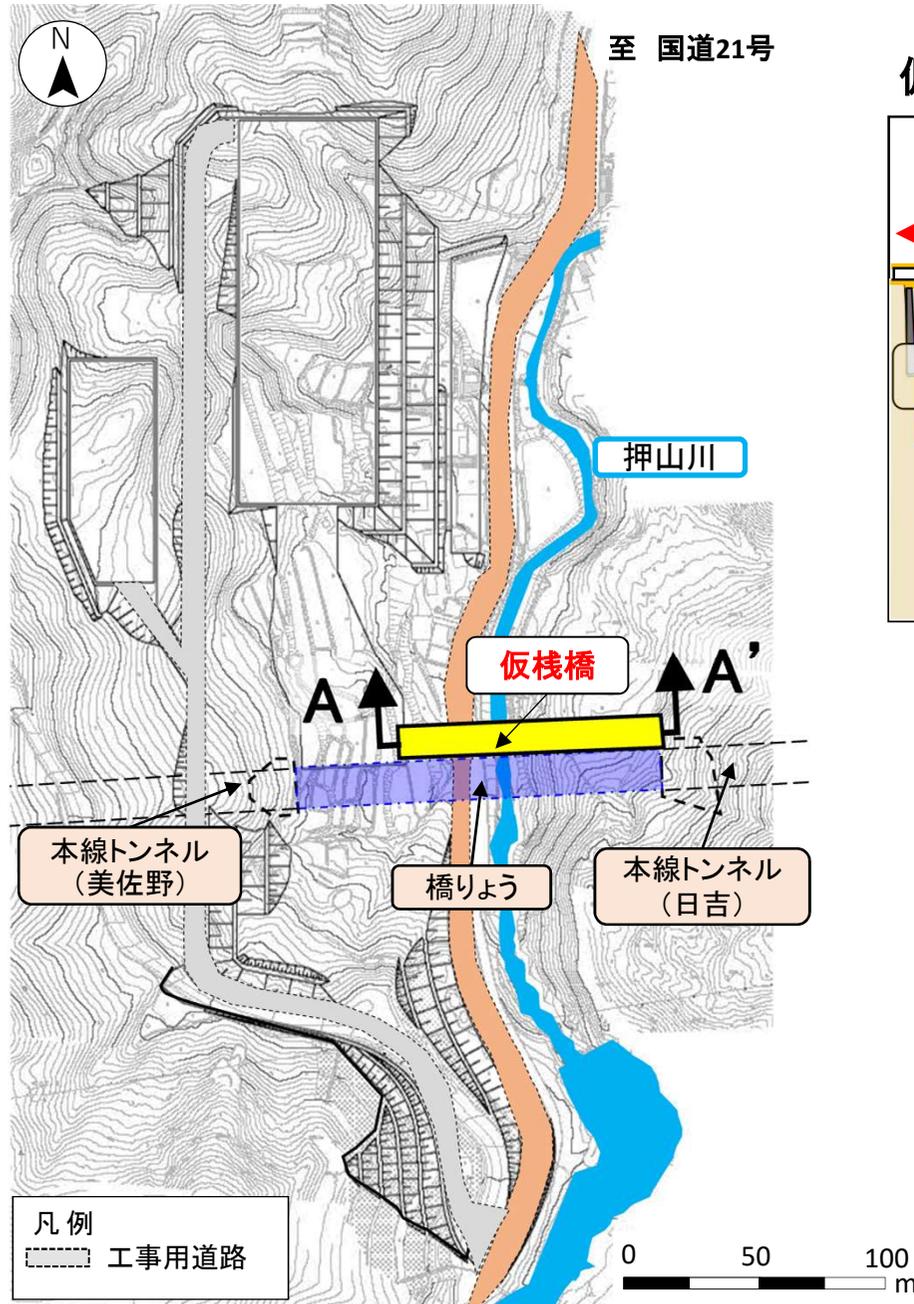
【工事施工ヤード造成等】②道路改良



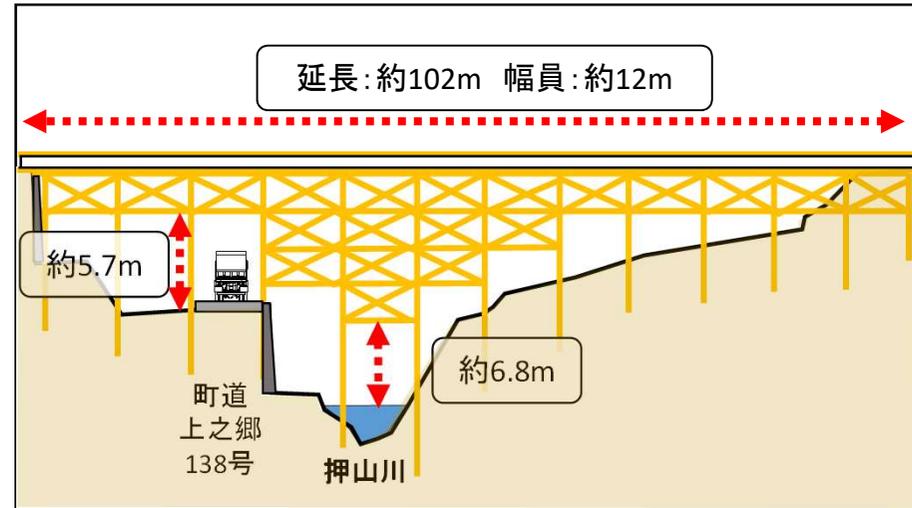
※現時点での計画であり、変更となる場合があります。

【工事施工ヤード造成等】③仮棧橋設置

2. (1) 工事概要



仮棧橋縦断図(A-A' 断面イメージ)

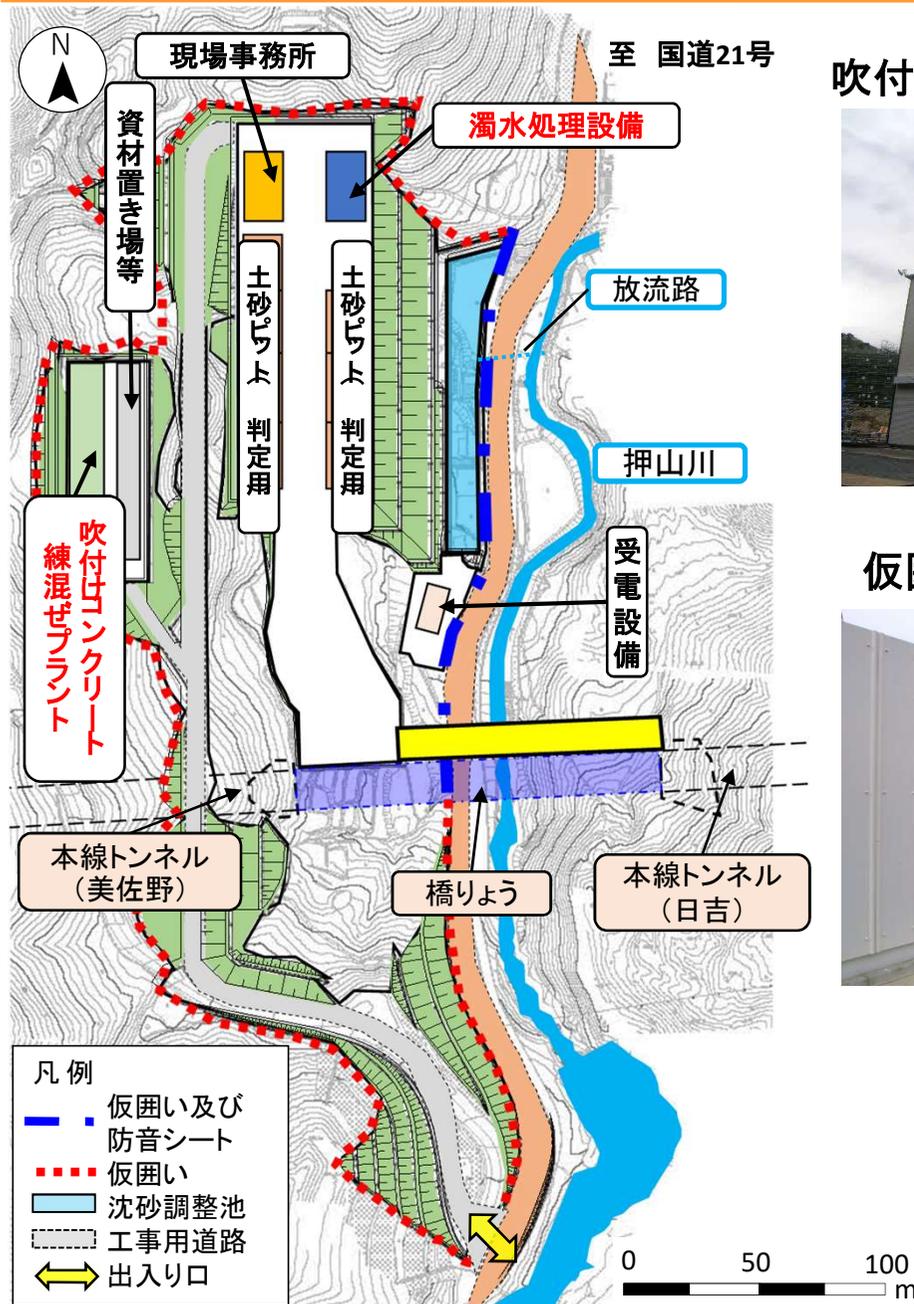


仮棧橋



※類似工事の写真を掲載しています。
※現時点での計画であり、変更となる場合があります。

【工事施工ヤード造成等】④仮設備設置



吹付けコンクリート練混ぜプラント



濁水処理設備



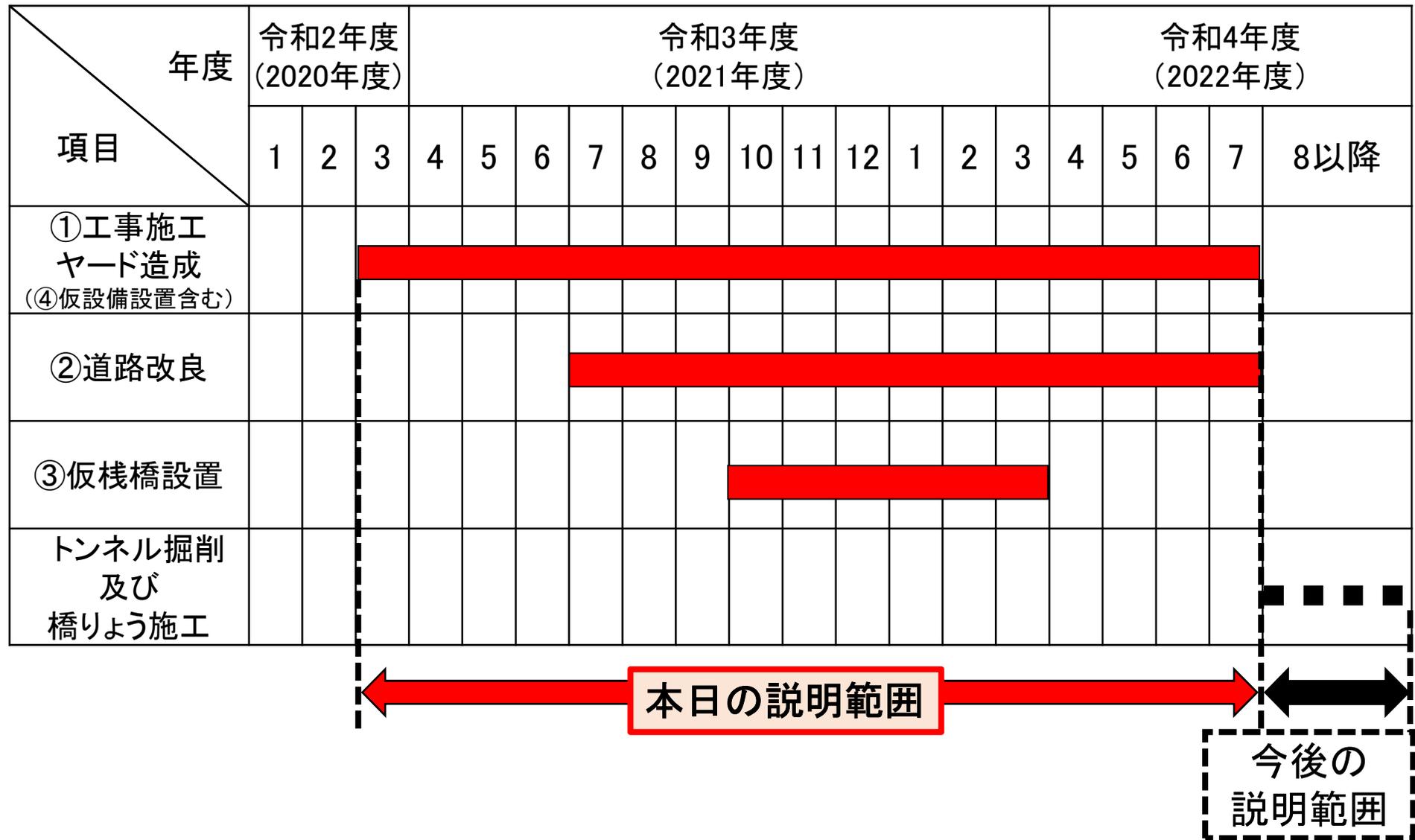
仮囲い



※類似工事の写真を掲載しています。
 ※現時点での計画であり、変更となる場合があります。

工事工程

2. (2) 工事工程



※工事工程は、工事の状況等により変更する可能性があります。

説明内容

1. 中央新幹線事業概要
2. 工事概要(工事施工ヤード造成等)
 - (1) 工事概要
 - (2) 工事工程
3. 工事用車両の運行計画及び安全対策
 - (1) 運行計画
 - (2) 安全対策
4. 環境保全
 - (1) 環境保全措置
 - (2) モニタリング
5. お問い合わせ先

工事用車両の運行計画

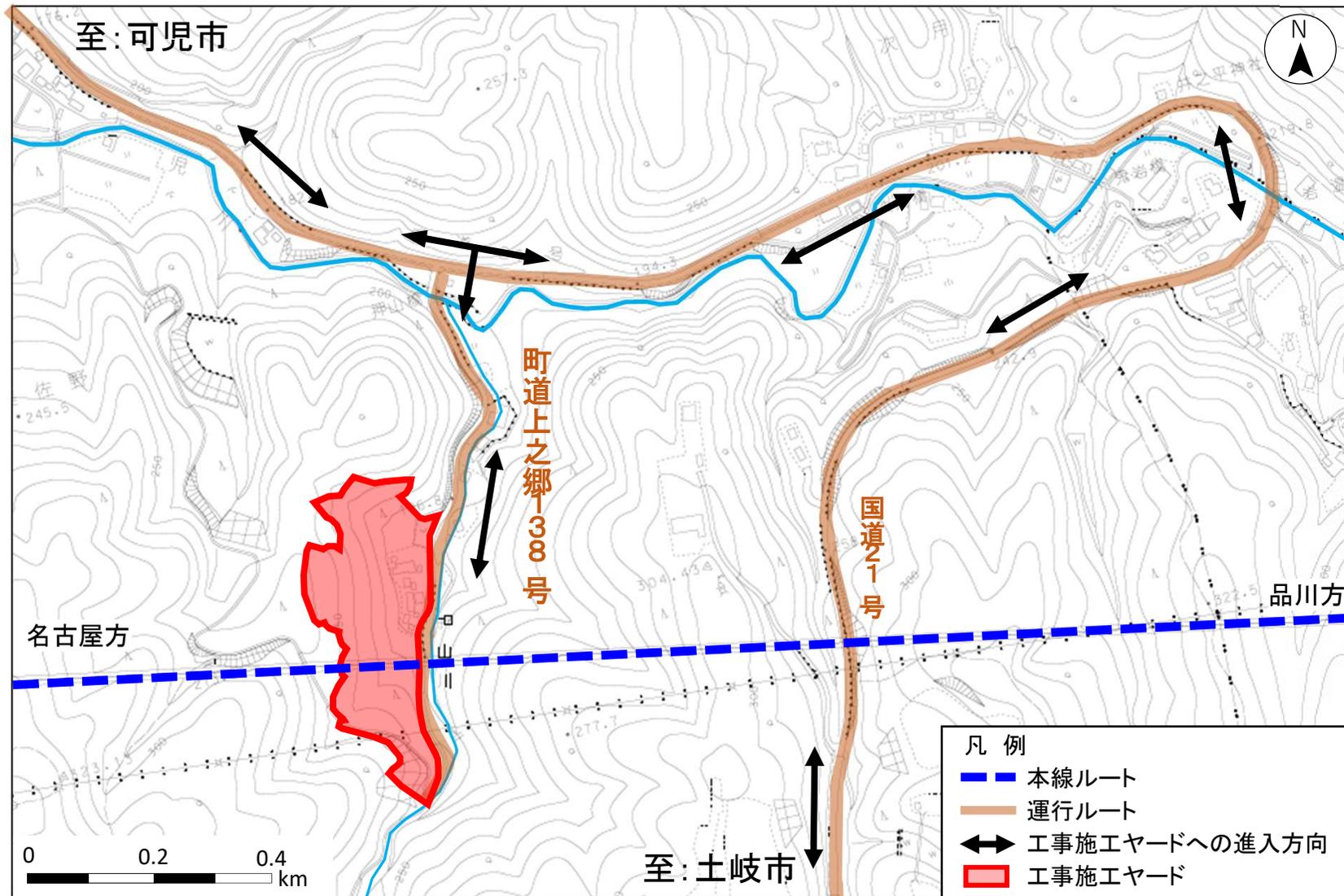
- ・ 運行時間帯 : 7時30分～18時00分
- ・ 休工日 : 日曜日、お盆、年末年始 等
- ・ 主な工事用車両 : 生コン車、10tトラック 等



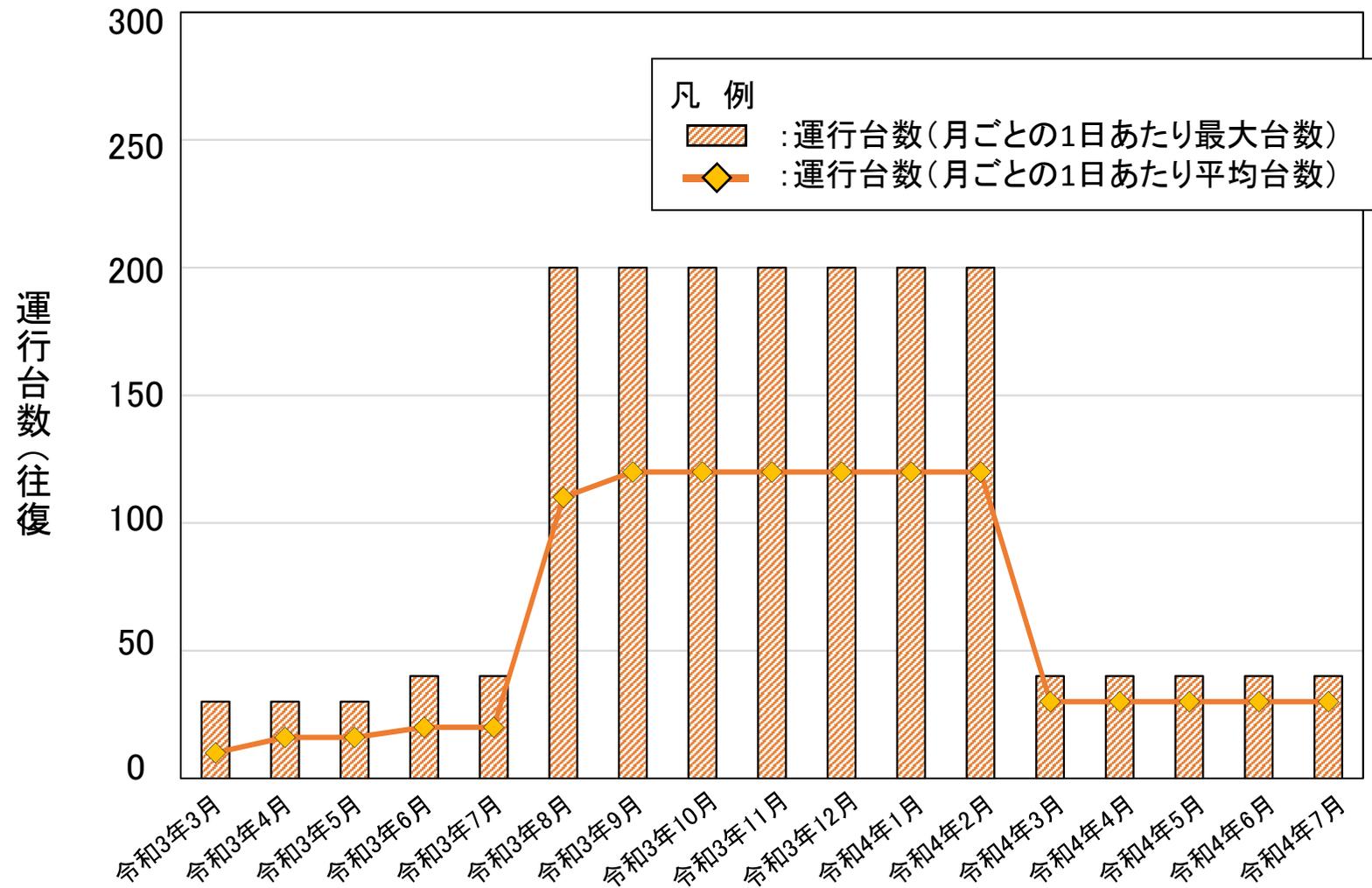
※類似工事の写真を掲載しています。

- ・ 工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、上記以外の時間や休工日に運行を行うことがあります。
- ・ 地域のイベント等が開催される場合は、工事用車両の運行時間等について、予め関係者と調整します。
- ・ 特殊車両については、夜間21時～早朝6時に通行する場合があります。

工車用車両の運行ルート



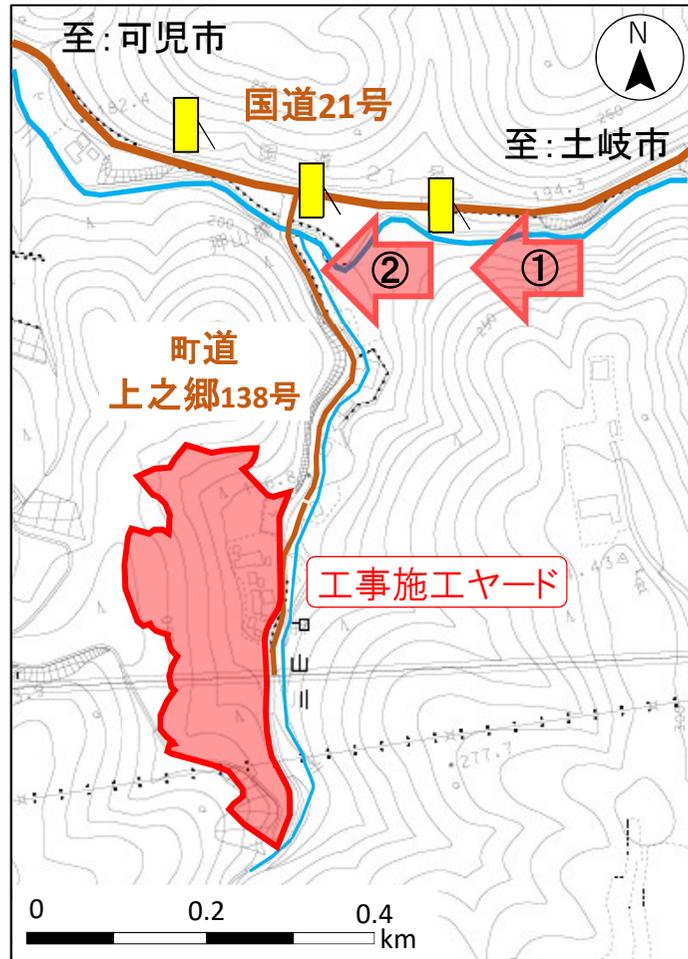
工所用車両の運行台数



- ・運行台数は、往復の合計交通量を示しています。
- ・工事の進捗により、運行計画が変更となる場合があります。

工所用車両の安全対策

1) 立て看板の設置



【凡例】

 立て看板(注意喚起)

立て看板のイメージ



- ・国道と町道との交差点付近に、工所用車両の出入口であることを国道を通行する車両に注意喚起する立て看板を設置します。

※ 現地の状況等により、立て看板の配置を変更する可能性があります。

工事中車両の安全対策

2) 安全運転の徹底

- ・工事中車両は、法定速度の遵守、定められた場所での一時停止等、交通法規を遵守した、**安全運転を徹底**します。
- ・ゆとりを持って運行し、急発進、急停車、急ハンドル、クラクションを慎みます。
- ・**一般車の通行を優先**します。
- ・定められた**積載重量を遵守**し、過積載の無いようにします。
- ・運行ルート、法定速度、注意箇所(合流部、見通しの悪い箇所)を明示した注意箇所マップを用いて、運転手に対する安全運転教育を実施します。

説明内容

1. 中央新幹線事業概要
2. 工事概要(工事施工ヤード造成等)
 - (1) 工事概要
 - (2) 工事工程
3. 工事用車両の運行計画及び安全対策
 - (1) 運行計画
 - (2) 安全対策
4. 環境保全
 - (1) 環境保全措置
 - (2) モニタリング
5. お問い合わせ先

環境保全

(1) 環境保全措置

- ・本工事では以下の環境要素に関する環境保全措置を実施します。

- ・大気質、騒音、振動
- ・水環境
- ・動物・植物・生態系
- ・工事用車両の運行

(2) モニタリング

- ・工事中及び環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取り組みとして、工事期間前、工事期間中のモニタリングを実施します。

大気質、騒音、振動に関する環境保全措置^{4. (1)環境保全措置}

建設機械の稼働に伴い発生する大気質、騒音、振動の影響を軽減するために、以下の環境保全措置を実施します。

- ・低騒音、低振動、排出ガス対策型建設機械の採用
- ・工事規模に合わせた建設機械の採用
- ・建設機械の点検・整備による性能維持
- ・工事現場の清掃及び散水
- ・工事従事者への講習・指導
- ・工事の平準化



低騒音・低振動・排出ガス対策型
建設機械の採用



低騒音・排出ガス対策型
を示すステッカー

※類似工事の写真を掲載しています。

水環境に関する環境保全措置

水環境に関する影響を軽減するために、以下の環境保全措置を実施します。

- ・工事排水の適切な処理
- ・工事排水の監視
- ・河川内工事における工事排水の適切な処理



沈砂調整池

※類似工事の写真を掲載しています。

動物・植物・生態系に関する環境保全措置 4. (1)環境保全措置

動物・植物・生態系に関する影響を軽減するために、以下の環境保全措置を実施します。

- ・工事従事者への講習・指導
- ・防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用
- ・重要な種の生息地の全体又は一部を回避



工事従事者への講習

※類似工事の写真を掲載しています。

工事用車両の運行に関する環境保全措置 4. (1)環境保全措置

工事用車両の運行に伴い発生する大気質、騒音、振動の影響を軽減するために、以下の環境保全措置を実施します。

- ・環境負荷低減を意識した運転の徹底（法定速度の遵守、エコドライブの徹底）
- ・工事の平準化
- ・工事用車両の工事施工ヤード出入り口付近の清掃及び散水、タイヤの洗浄
- ・工事従事者への講習・指導
- ・工事用車両の点検及び整備による性能維持



工事施工ヤード出入り口付近の散水

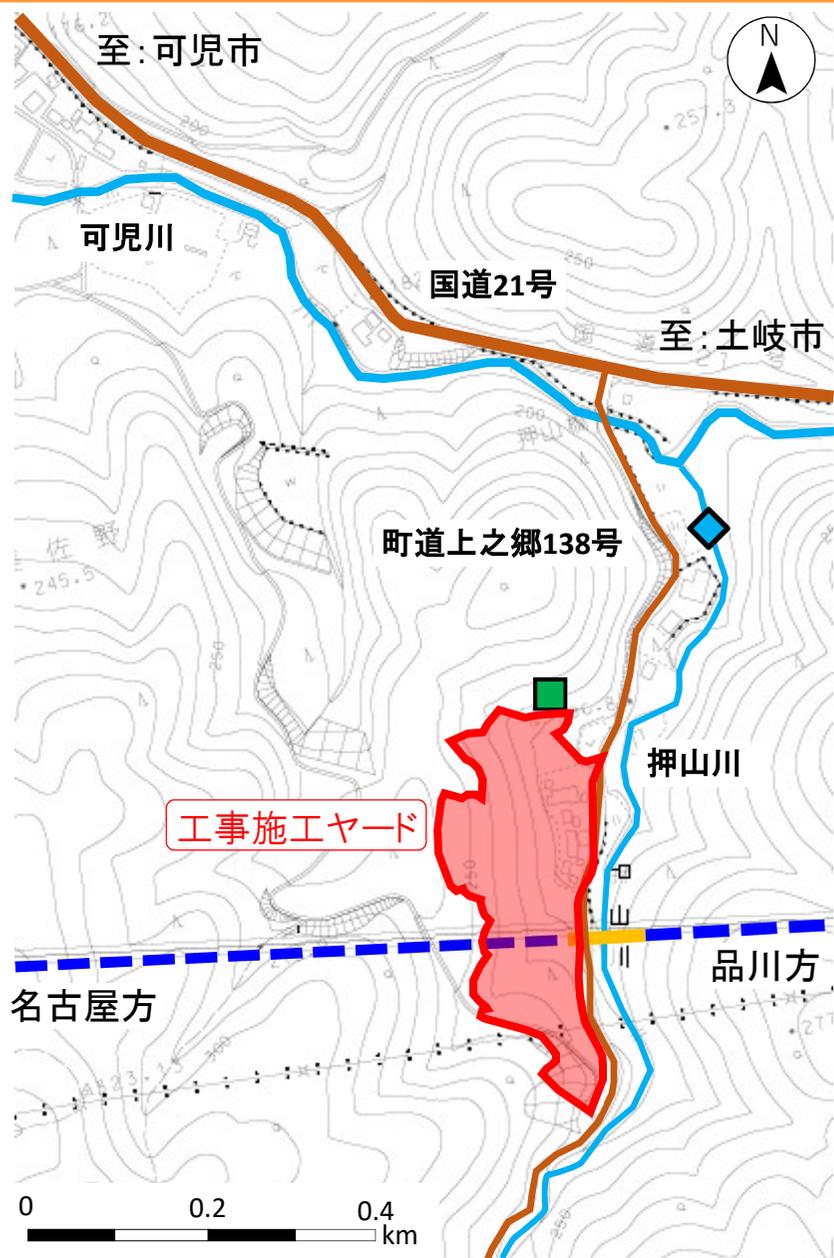


タイヤの洗浄

※類似工事の写真を掲載しています。

モニタリング(工事施工ヤード周辺①)

4. (2) モニタリング



◆ 水質(押山川)	
浮遊物質(SS) 水温 水素イオン濃度(pH)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事前に1回実施 (令和2年2月に実施済み) ・工事中に年1回、低水期に実施 ・その他、工事排水放流時の水質については継続的に測定^{注1}
自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事前に1回実施 (令和2年2月に実施済み) ・工事中に年1回、低水期に実施 ・その他、工事排水放流時の水質については異常時に測定^{注2}
■ 大気環境(工事施工ヤード周辺)	
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事最盛期に1回実施 (四季調査) (令和3~4年度を予定)

注1: 工事排水を放流する際は、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)、水量、水温の測定を実施する。

注2: 工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壌や地下水を確認した場合に実施する。

※工事の状況等により、調査時期等が変更になる場合があります。

※現地の状況等により、調査地点等が変更になる場合があります。

モニタリング(工事施工ヤード周辺②)

4. (2) モニタリング



● 水底の底質	
【水底の底質(水底)】 自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	・河川内橋脚位置確定後の河川工事前に1回実施
【水底の底質(河川)】 浮遊物質(SS) 水素イオン濃度(pH) 自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	・河川内工事前に1回実施(上流・下流) ・河川内工事中に1回実施(下流のみ)

※工事の状況等により、調査時期等が変更になる場合があります。
 ※現地の状況等により、調査地点等が変更になる場合があります。

- ・ 環境影響評価書に基づくモニタリングの結果及び環境保全措置の実施状況について、年度毎にとりまとめ、県及び町に送付するとともに、JR東海のホームページに掲載します。
- ・ 必要により、環境保全措置の追加や変更を行います。

説明内容

1. 中央新幹線事業概要
2. 工事概要(工事施工ヤード造成等)
 - (1) 工事概要
 - (2) 工事工程
3. 工事用車両の運行計画及び安全対策
 - (1) 運行計画
 - (2) 安全対策
4. 環境保全
 - (1) 環境保全措置
 - (2) モニタリング
5. お問い合わせ先

お問い合わせ先

【事業全般に関すること】

事業者 東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線岐阜工事事務所 多治見分室 (TEL 0572-56-2811)

住所 岐阜県多治見市栄町二丁目70番 昭洋ビル6階

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日 9時～17時)

中央新幹線岐阜工事事務所 (TEL 0573-64-2038)

環境保全事務所(岐阜) (TEL 0573-64-2039)

住所 岐阜県中津川市桃山町2番82号

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日 9時～17時)

【工事内容に関すること】

施工者 中央新幹線美佐野トンネルほか新設工事共同企業体
(構成員 戸田建設(株)・(株)守谷商会)

仮事務所※ (TEL 0572-56-5131)

住所 岐阜県多治見市大畑五丁目67番1階

(受付日時／土・日・祝日・年末年始を除く平日 9時～17時)

※今後、本事務所を設置する予定です。移設後の連絡先はお知らせします。

本日のご説明内容

1. 中央新幹線美佐野トンネルほか新設のうち、工事
施工ヤード造成等について
2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用
について
3. 造成予定地B(町有地)について

2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用について

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填の概要

(2) これまでの経緯

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

(4) 再生利用制度の概要

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用について

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填の概要

(2) これまでの経緯

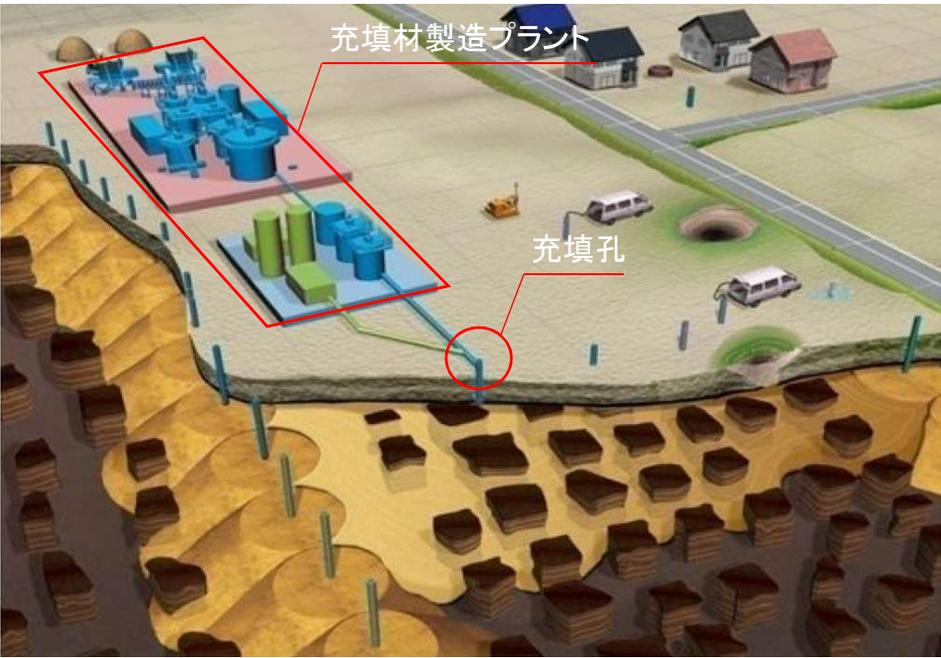
(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

(4) 再生利用制度の概要

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉍跡空洞充填工事の概要

地下空洞充填とは・・・材料である脱水ケーキに固化材等を混練した充填材を地下空洞内に注入し閉塞することで地盤の安定化を図ることで。



出典：トビシマの空洞充填工法パンフレットより

空洞充填工事イメージ図



材料である脱水ケーキに固化材、水を混ぜたものが、充填材になります。

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填工事の概要

脱水ケーキ：骨材製造工場などで砂利、砂を水洗した懸濁液の浮遊土粒子を沈殿および脱水した粘土・シルトなどのことです。（東海地区ではキラ材と呼ばれることが多い。）

砂利採取の状況



脱水ケーキ(キラ材)



水洗・脱水

※脱水ケーキは愛知県内のリニアのシールドトンネル工事から70万m³以上発生すると想定しています。これは亜炭鉱跡充填事業160～280万m³分の材料に相当します。

2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用について

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填の概要

(2) これまでの経緯

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

(4) 再生利用制度の概要

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

(2)これまでの経緯

H27.11 亜炭鉱跡空洞充填に関するご要望(町⇒当社)

⇒亜炭鉱跡空洞充填工事にリニアのトンネル工事の発生土を活用することについて協議したいとのご提案をいただきました。

H30. 6 第一中京圏トンネル(坂下西工区)契約(当社)

⇒泥水式シールドで掘削することが決定しました。
(泥水式シールドでは、発生土処理の過程で脱水ケーキが排出されます)

H31. 3 建設副産物の活用に向けた調査研究に関する覚書締結(町⇔当社)

⇒充填材の材料としてシールド脱水ケーキが使用可能かの検討等を実施するために覚書を締結しました。

R 1. 8 調査・研究結果のとりまとめ(町)

⇒シールド脱水ケーキが、充填材の材料として使用できることが確認されました。

2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用について

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填の概要

(2) これまでの経緯

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

(4) 再生利用制度の概要

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

2. 亜炭鉱
跡充填



「この地図は、国土地理院発行の5万分1地形図を複製したものである。」

- ・ 坂下非常口から掘り進め、神領非常口を通過し、勝川非常口までのトンネルを構築します。
- ・ 施工は、(株)安藤・間を代表とし、(株)不動テトラ、(株)福田組からなる共同企業体が行います。

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

2.亜炭鉱
跡充填

掘進開始



掘削した立坑から「シールドマシン」という筒状の掘削機を、地下へ搬入・組立をおこない隣り合う立坑に向けて掘り進めていきます。

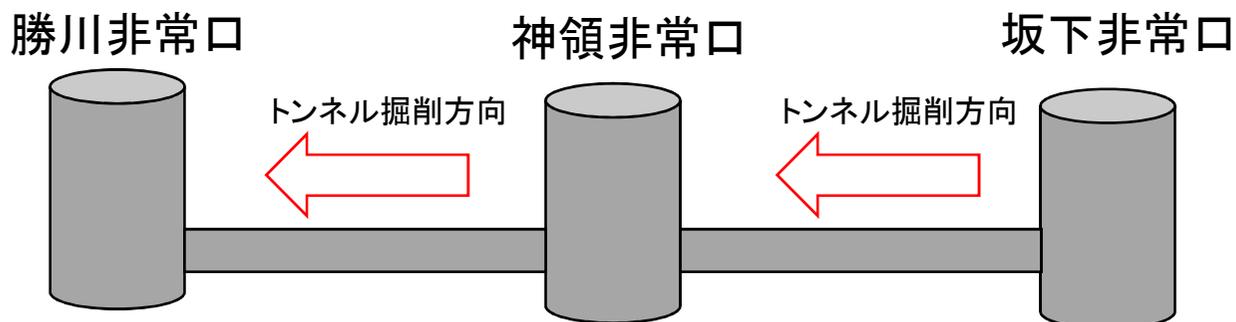
(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

2.亜炭鉱
跡充填

工事工程

作業項目	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
	トンネル準備工事						
トンネル掘進準備工事		■					
シールド機の搬入・組立			■				
トンネルの掘進							
坂下非常口から 勝川非常口へ				■	■	■	■

・工程については、現時点の計画であり、変更する場合があります。

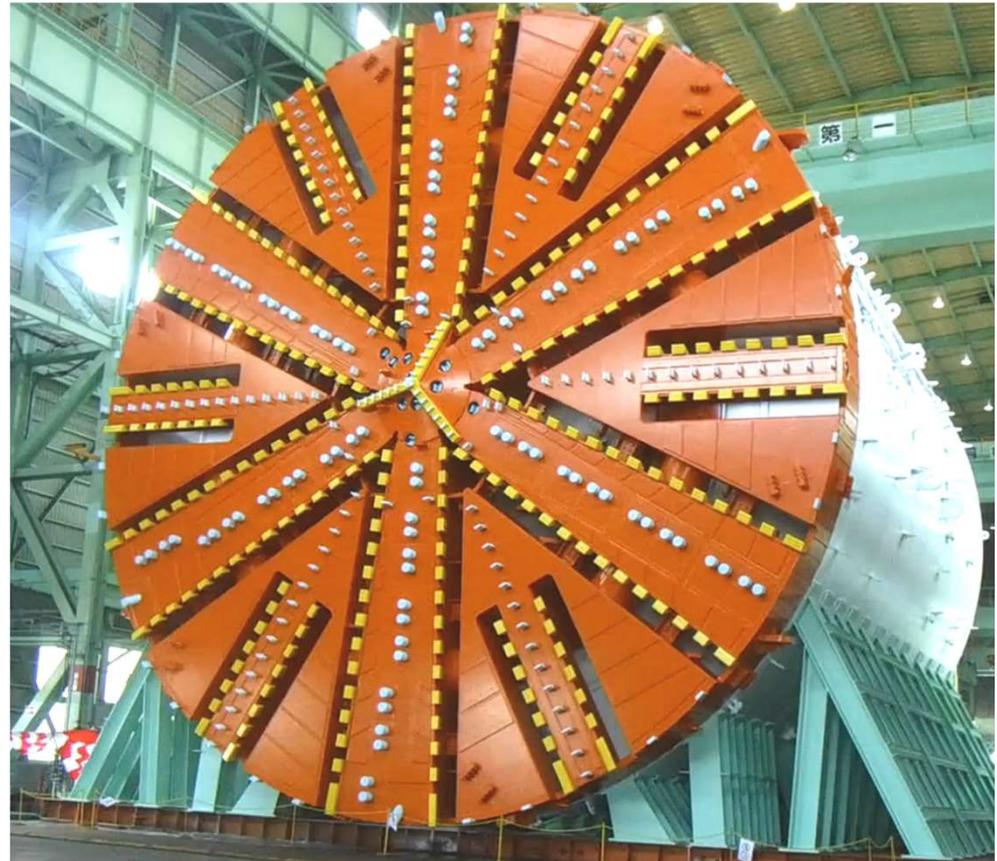


(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

2. 亜炭鉱
跡充填



完成した坂下非常口

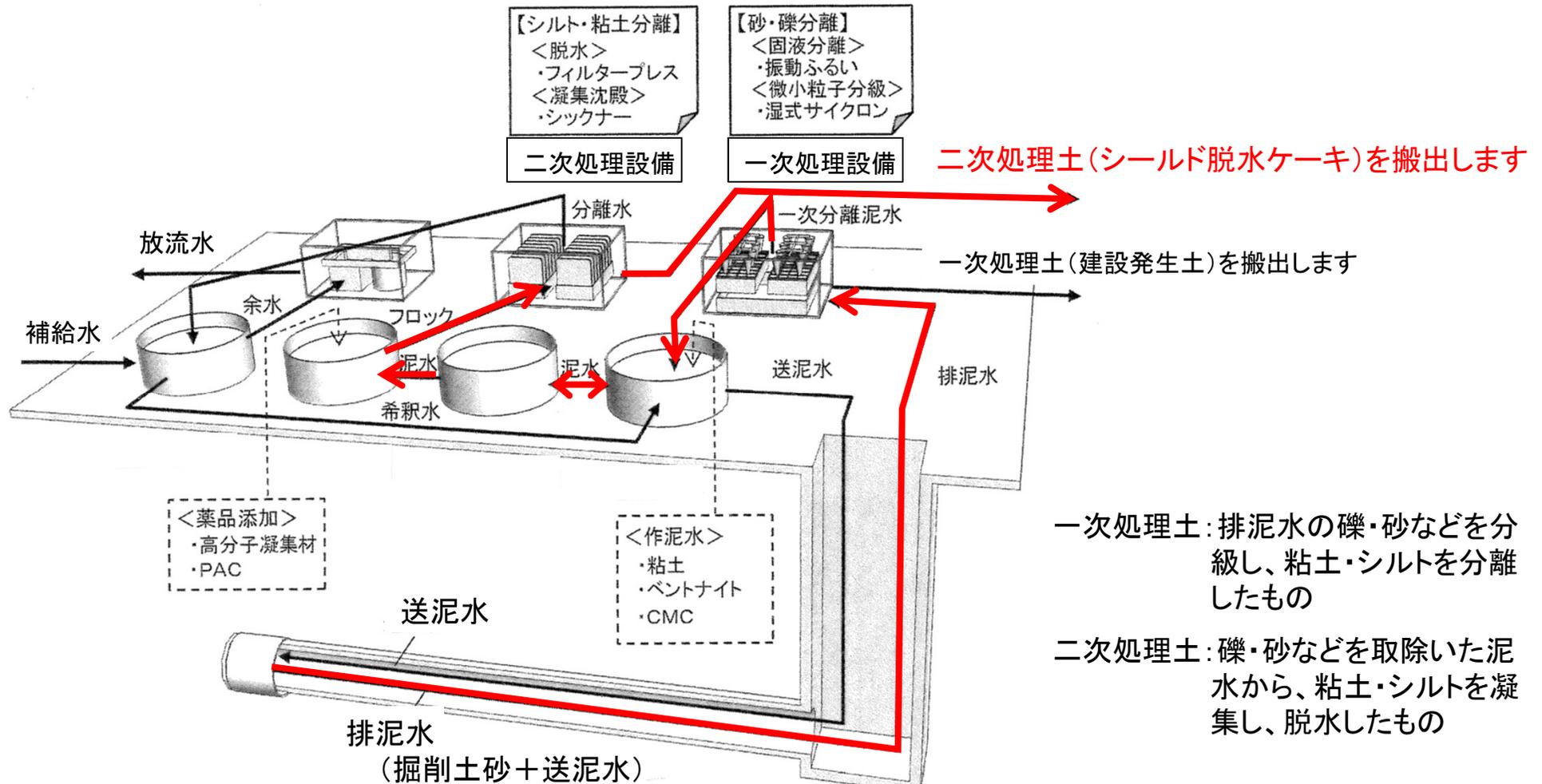


使用するシールドマシン

- ・坂下非常口は、直径約36.9m、深さ約84.5mの立坑です。
- ・令和2年に立坑が完成し、現在はシールド工事の準備工事を行っています。

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

- ・地上のプラントで、排泥水を土砂と泥水を分離し、脱水等を行います。
- ・二次処理土すなわち脱水後に残る粘土・シルトがシールド脱水ケーキです。



出典:トンネル標準示方書【シールド工法編】より

シールド脱水ケーキの発生過程

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

2.亜炭鉱
跡充填

- ・シールド脱水ケーキはキラ材と同じ発生過程を経ており、性状も類似しています。

	シールド脱水ケーキ	参考:脱水ケーキ(キラ材)
脱水状況		
排出状況		

2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用について

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填の概要

(2) これまでの経緯

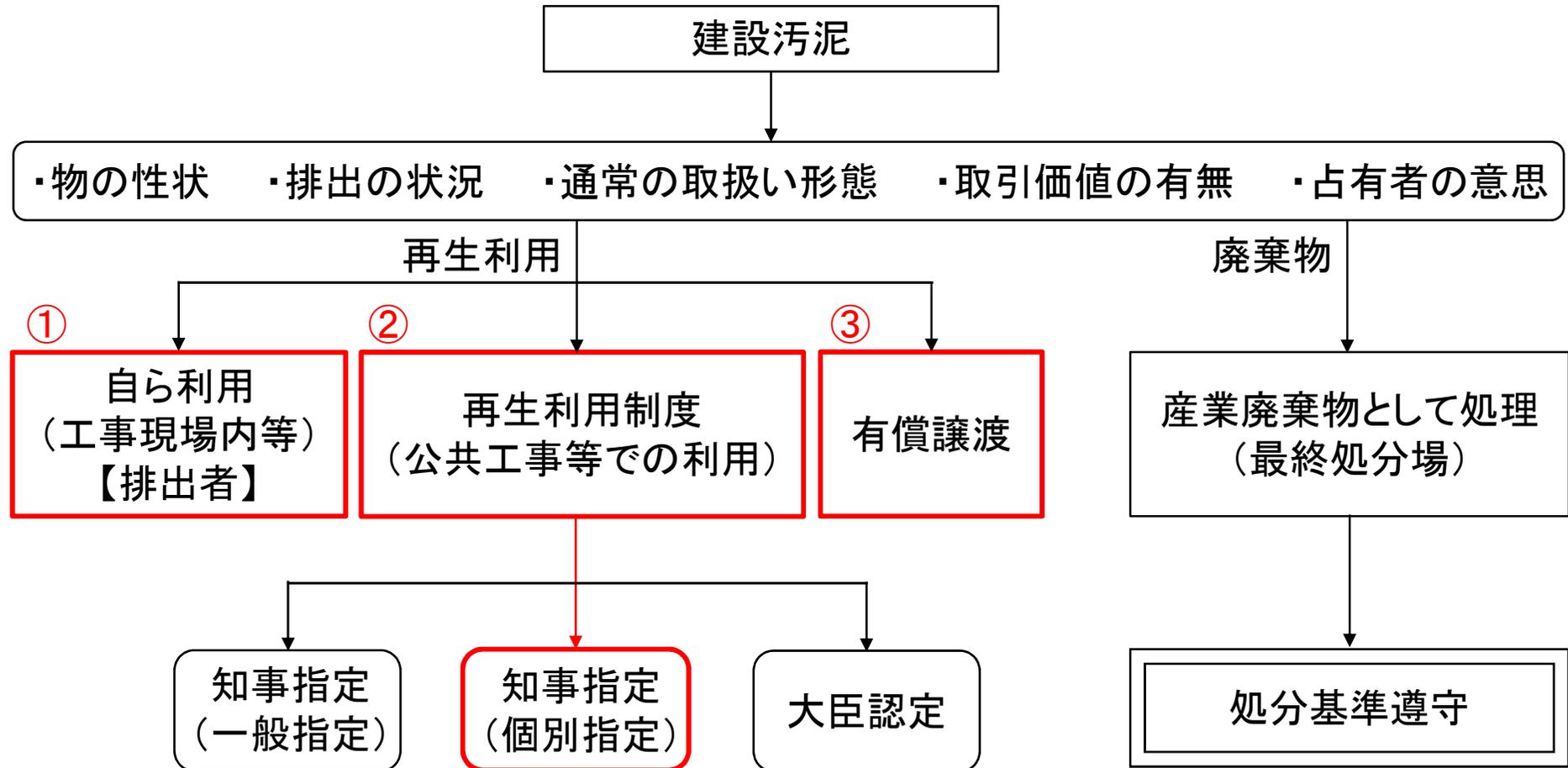
(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

(4) 再生利用制度の概要

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

(4) 再生利用制度の概要

- ・シールドトンネル工事の脱水ケーキなどの建設汚泥は、H18.6に国が「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を定め再生利用を推進しています。



H18.7.4環境省「建設汚泥再生利用制度の運用における考え方について 図1」に一部加筆

(4)再生利用制度の概要

・建設汚泥の再生利用は、次の3つの方法があります。

①自ら利用

建設汚泥を排出した事業者が自ら再利用することです。

②再生利用制度(個別指定)

再生利用されることが確実である建設汚泥のみの処理を業として行う者を、都道府県知事が指定し、処理業の許可を不要とすることで、再生利用が容易に行えるようになる制度です。

③有償譲渡

建設汚泥を有価物として、他の者に販売する方法です。

2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用について

(1) 現在実施している御嵩町の亜炭鉱跡空洞充填の概要

(2) これまでの経緯

(3) 第一中京圏トンネル(坂下西工区)の概要

(4) 再生利用制度の概要

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

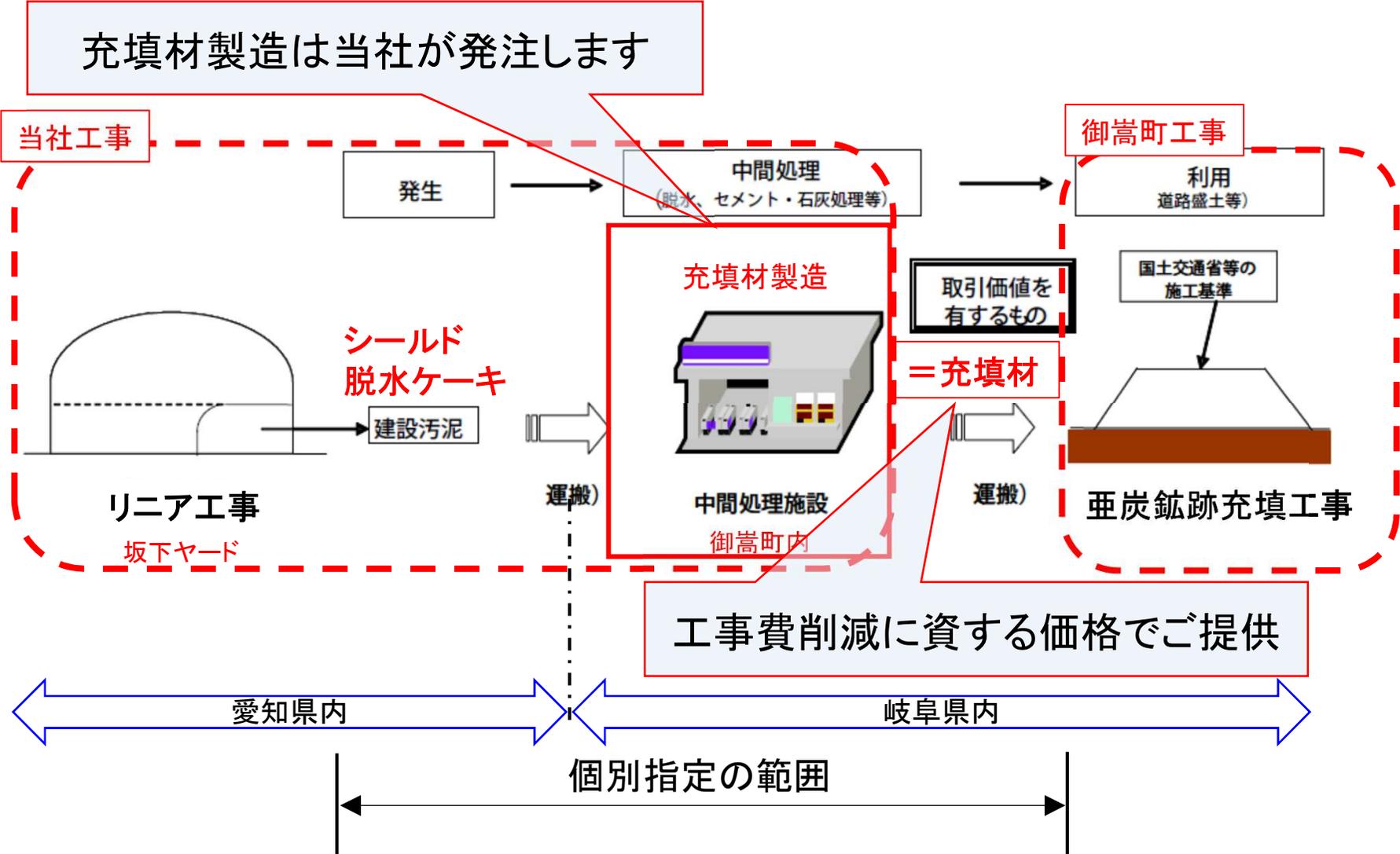
〔当社からご提案させて頂いているスキーム〕

- ①御嵩町が骨材工場などから購入している脱水ケーキの代わりに、当社が提供するシールド脱水ケーキ(無償)を用いて、亜炭鋳跡を充填して頂くことを考えています。
- ②これまで御嵩町が充填工事に含めて発注していた「脱水ケーキから充填材を製造する工程」を当社が発注します。
これに伴い個別指定制度の活用に必要な手続きや県との調整については、当社が中心となって取り組みます。
- ③充填材は、御嵩町の亜炭鋳跡充填工事がさらに進むように、工事費削減に資する価格でご提供し、ご活用頂きたいと考えています。

引続き、町とご相談させて頂きながら、再生利用制度の詳細やコスト面での事業の成立性などの検討を深度化してまいります。

(5) シールド脱水ケーキ活用に向けた検討状況

スキームのイメージ



H18.7.4環境省「建設汚泥再生利用制度の運用における考え方について 図2」に一部加筆

本日のご説明内容

1. 中央新幹線美佐野トンネルほか新設のうち、工事
施工ヤード造成等について
2. 亜炭鉱跡空洞充填事業への建設副産物の活用
について
3. 造成予定地B(町有地)について

3. 造成予定地B(町有地)について

- (1) 前回(昨年11月5日)の説明内容
- (2) 前回の説明時に議員から頂いたご提案に対する
当社の回答
- (3) 当社が町有地へ対策土を搬入する場合に必要なと
なる、岐阜県、御嵩町との協議
- (4) 今後協議を進めていくうえで、当社が御嵩町と締結
したい覚書の骨子(抜粋)
- (5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い

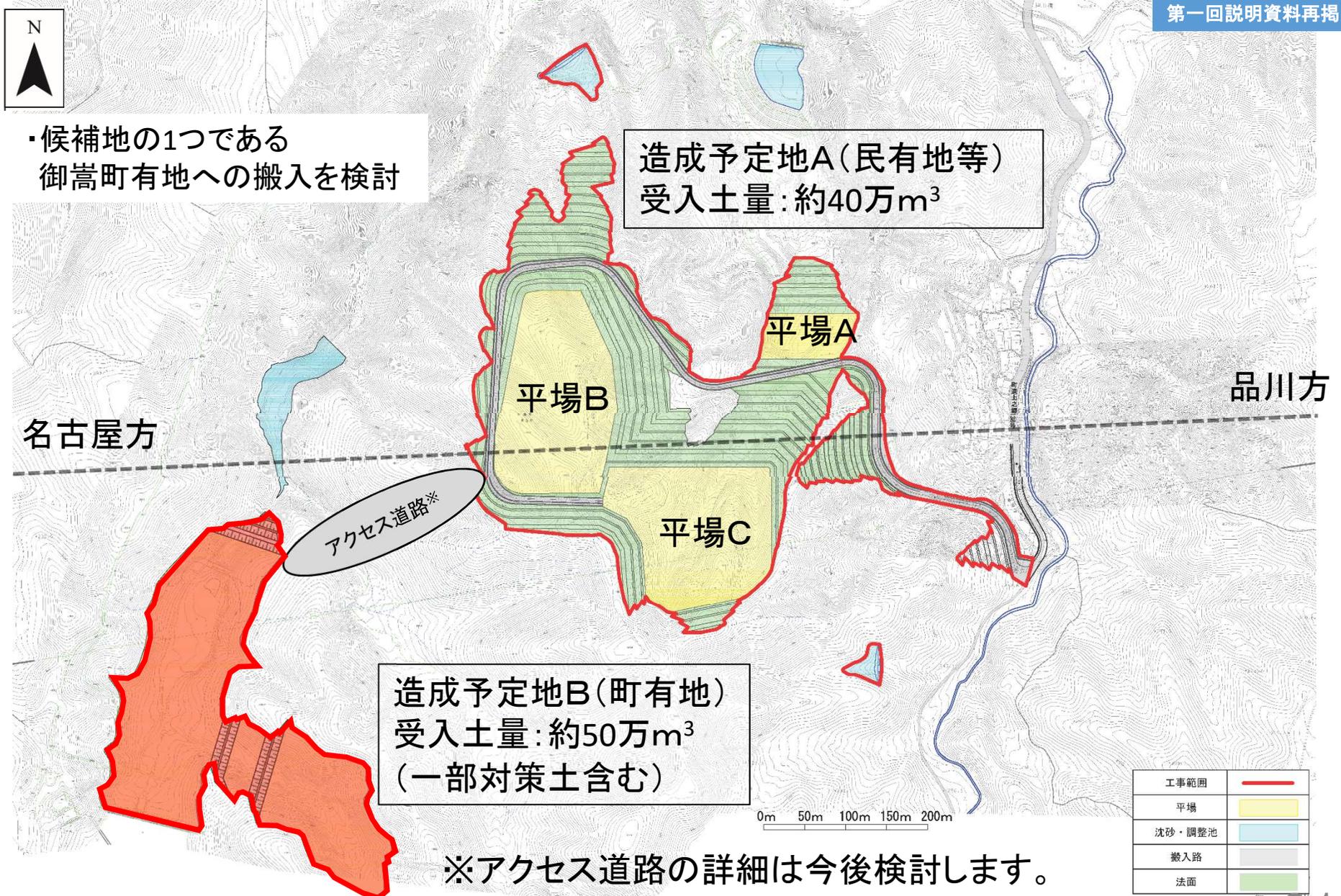
3. 造成予定地B(町有地)について

- (1) 前回(昨年11月5日)の説明内容
- (2) 前回の説明時に議員から頂いたご提案に対する
当社の回答
- (3) 当社が町有地へ対策土を搬入する場合に必要なと
なる、岐阜県、御嵩町との協議
- (4) 今後協議を進めていくうえで、当社が御嵩町と締結
したい覚書の骨子(抜粋)
- (5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い

建設発生土搬入イメージ(R1.8.30提示)

3. 造成予定地B (町有地)

第一回説明資料再掲



※アクセス道路の詳細は今後検討します。

※R1.8月時点の計画であり、変更となる可能性があります。61

(1) 前回(昨年11月5日)の説明内容

前回説明資料 p34「対策土への当社の対応(総括)」より

- ・ハンドブックの対策のうち、現地が谷地形で周辺から水の流入の可能性があるので、「一重遮水シートによる封じ込め」が適していると考えました。
- ・遮水構造について、安全性を高めるため、2枚の遮水シートと3枚の不織布を交互に重ねる「二重遮水シートによる封じ込め工法」を考えています。
- ・施工時に遮水シートが損傷しないように、遮水層を挟み込む形で保護砂を敷設し、保護します。
- ・対策土を搬入する範囲は、当社が土地を取得し、自社用地としたうえで、将来にわたり責任をもって管理します。
- ・対策土搬入後においても、周辺環境に影響を与えていないか確認するために、水質が定常化してから2年後以降も、継続的に水質モニタリングを実施します。

3. 造成予定地B(町有地)について

- (1) 前回(昨年11月5日)の説明内容
- (2) 前回の説明時に議員から頂いたご提案に対する
当社の回答**
- (3) 当社が町有地へ対策土を搬入する場合に必要なと
なる、岐阜県、御嵩町との協議
- (4) 今後協議を進めていくうえで、当社が御嵩町と締結
したい覚書の骨子(抜粋)
- (5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い

(2) 議員からのご提案に対する当社の回答

ご提案の内容

- ・町が町有地を売却すれば、それ以降、その土地について関与できない。
- ・JRが町有地へ対策土を搬入した後、町が町有地の安全性を確認するまでは借地とし、安全性を確認できれば、JRへ町有地を売却する方法もあるのではないか。

ご提案に対する当社の回答

- ・当社は、造成計画の策定にあたり、岐阜県の条例に基づき、
 - ①盛土構造物の安全性の確認(後述)
 - ②対策土の安全な管理方法の確認(後述)を行い、岐阜県との協議を経てから造成工事を行います。
- ・当社は町有地への対策土搬入後も、継続的に水質モニタリングを行い、その結果などから町に安全性を確認頂き、対策土搬入範囲の町有地を売却頂く方針で、協議を進めたいと考えています。

(2) 議員からのご提案に対する当社の回答

① 盛土構造物の安全性の確認

- ・盛土構造物の法面勾配、排水設備は、岐阜県「林地開発許可申請の手引き」(以下「林発の手引き」という。)に基づき設計。
- ・手引きに基づき、公的専門機関による盛土構造物の安全性の確認を経て、岐阜県への林地開発行為の手続きを行う。

② 対策土の安全な管理方法の確認

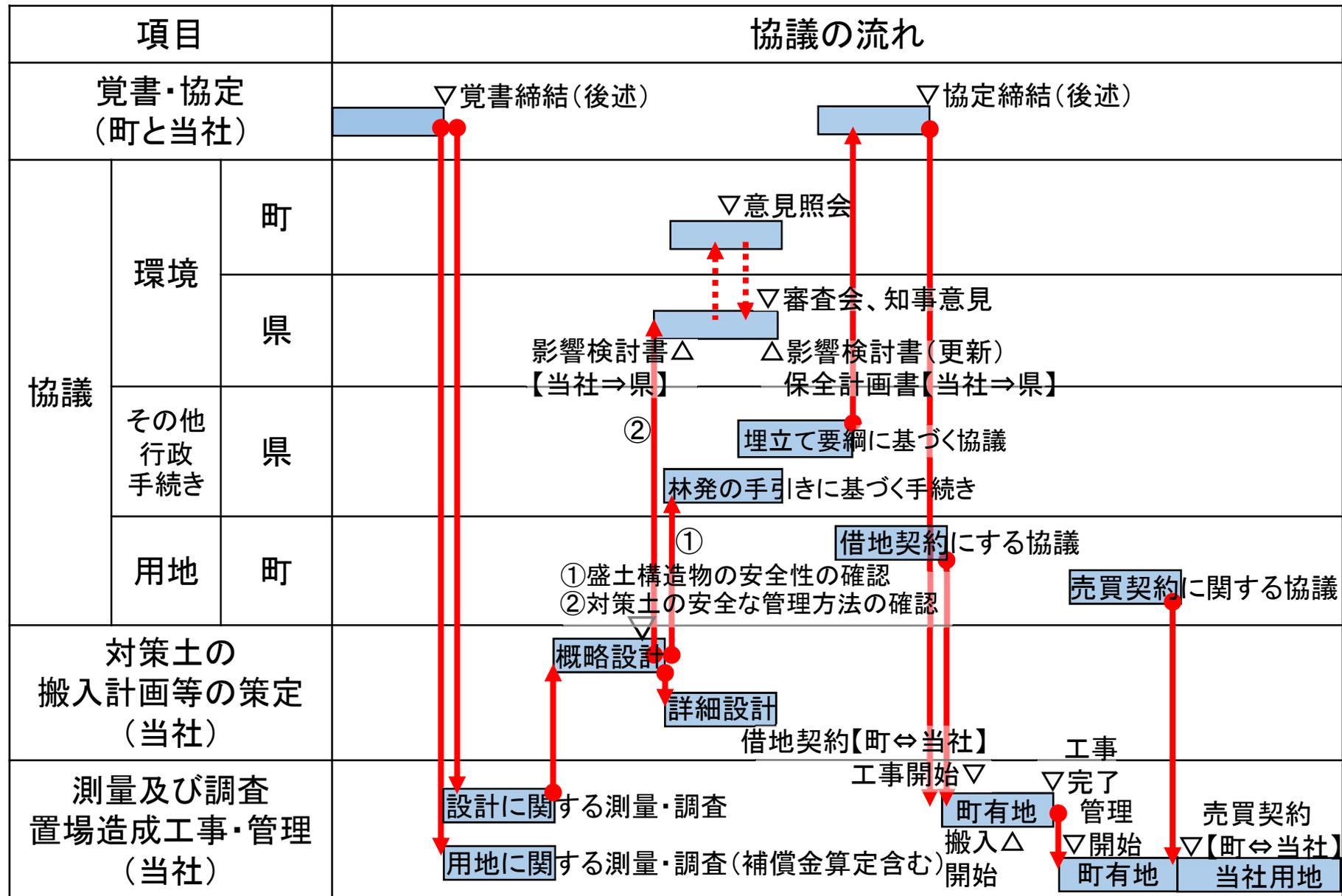
- ・岐阜県「環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱」(以下「埋立て要綱」という。)に基づき、対策工について当社が設置した学識経験者による委員会で確認。
- ・確認を受けた対策工について、岐阜県と協議し承認を得る。

3. 造成予定地B(町有地)について

- (1) 前回(昨年11月5日)の説明内容
- (2) 前回の説明時に議員から頂いたご提案に対する
当社の回答
- (3) 当社が町有地へ対策土を搬入する場合に必要なと
なる、岐阜県、御嵩町との協議**
- (4) 今後協議を進めていくうえで、当社が御嵩町と締結
したい覚書の骨子(抜粋)
- (5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い

(3) 当社が行う岐阜県、御嵩町との協議

3. 造成予定地B
(町有地)



本行程は、町及び県との協議の流れが分かるように示したものであり、各行程の長さは一律としました。また、●→はクリティカルパスを示します。なお、●→は県から町への意見照会であり、想定です。

3. 造成予定地B(町有地)について

- (1) 前回(昨年11月5日)の説明内容
- (2) 前回の説明時に議員から頂いたご提案に対する
当社の回答
- (3) 当社が町有地へ対策土を搬入する場合に必要なと
なる、岐阜県、御嵩町との協議
- (4) 今後協議を進めていくうえで、当社が御嵩町と締結
したい覚書の骨子(抜粋)**
- (5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い

(4) 御嵩町と締結したい覚書の骨子(抜粋)

【覚書の目的】

- ・JRのトンネル工事での発生土を、JRが町有地へ安全に搬入するとともに、対策土の搬入箇所を適切に維持管理することについて、町とJRが円滑に協議を進めることを目的とする。

【覚書骨子の項目】

- ①JRによる測量及び調査の実施
- ②JRによる対策土の搬入計画等の策定
- ③対策土の搬入に関する協定の骨子

(4) 御嵩町と締結したい覚書の骨子(抜粋)

① JRによる測量及び調査の実施

- ・JRは、町有地に立入りして測量及び調査を実施する。
- ・JRは、測量及び調査にあたり、仮設物を町有地に一定期間存置する場合には、町と存置箇所の賃貸借契約書を別途締結する。

※測量及び調査は、町の実情が得られれば、令和三年度第1四半期から行いたいと考えています。

(4) 御嵩町と締結したい覚書の骨子(抜粋)

②JRによる対策土の搬入計画等の策定

- ア. 安全な形状で盛土造成するための設計及び施工計画
- イ. 対策土搬入による周辺環境への影響検討及びその保全措置
- ウ. 盛土からの重金属等溶出の防止対策(以下「対策工」という。)
- エ. 対策土搬入中及び搬入完了後の水質モニタリング計画
- オ. 対策土搬入完了後の盛土の点検方法及び異常時の対応

※アは、林発の手引きに基づき、公的専門機関による安全性の確認を経て、岐阜県への林地開発行為の手続きを行う。

ウ、エは、埋立て要綱に基づき、学識経験者による委員会での確認を受け、岐阜県と協議し承認を得る。

(4) 御嵩町と締結したい覚書の骨子(抜粋)

③ 対策土の搬入に関する協定の骨子

- ・町とJRは、林発の手引きに基づく岐阜県への手続き、埋立て要綱に基づく岐阜県との協議の進捗に合わせ、対策土の搬入に関する協定の締結について協議を行う。
- ・協議の結果、町とJRは、対策土搬入について合意した場合、協定を締結する。
- ・協定の骨子は次のとおりとする。

(4) 御嵩町と締結したい覚書の骨子(抜粋)

③ 対策土の搬入に関する協定の骨子

- A. JRは、発生土搬入工事開始から完了までの間、町有地を借地する。
ただし、対策土搬入箇所は工事完了後も当面借地する。
- B. JRは、対策土搬入中及び搬入完了後も継続的に水質モニタリングを行い、結果を町に報告する。
- C. 水質モニタリングの結果、国が定める基準値を超えた場合、JRは速やかに原因究明を行う。対策工の補修等で対応できる場合は補修等を行い、それ以外の場合は対策土の搬出も含め対策を検討し実施する。
- D. 一定期間の水質モニタリング結果が基準値以下であった場合、町は対策土搬入箇所の土地をJRに売却する議案を町議会に上程する。
- E. 売却価格は、売買契約時の土地価格から、対策土搬入箇所の搬入工事開始から売買契約までの借地料を控除する。
- F. 売買契約締結後においても、JRは対策土搬入箇所を維持管理する。

3. 造成予定地B(町有地)について

- (1) 前回(昨年11月5日)の説明内容
- (2) 前回の説明時に議員から頂いたご提案に対する
当社の回答
- (3) 当社が町有地へ対策土を搬入する場合に必要なと
なる、岐阜県、御嵩町との協議
- (4) 今後協議を進めていくうえで、当社が御嵩町と締結
したい覚書の骨子(抜粋)
- (5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い

(5) 測量及び調査のため町有地への立入りのお願い 3. 造成予定地B (町有地)

造成予定地B(町有地)の具体的な造成計画を策定する
目的で、町有地に立ち入り、測量及び調査を行いたいと
考えています。

- ・測量は、造成範囲の地形を測ります。
- ・調査は、ボーリングを行い、地質等を確認します。
また、補償や環境に関する調査も行います。



3. 造成予定地B(町有地) (総括)

- 当社は、町有地への対策土搬入後も、継続的に水質モニタリングを行い、その結果などから町に安全性を確認頂き、対策土搬入箇所(箇所)の町有地を売却頂く方針で、協議を進めたいと考えています。
- 町(町)の了解が得られれば、町と当社で覚書を締結し、造成計画策定に必要な町有地での測量及び調査を、令和三年度第1四半期から行いたいと考えています。
- 当社は、造成計画の策定にあたり、盛土構造物の安全性や対策土の安全な管理方法について、公的専門機関や学識経験者による委員会(委員会)で確認(確認)のうえ岐阜県と協議(協議)します。
- 当社は、岐阜県との協議が整い、町の合意(合意)が得られれば、町と協定(協定)を締結し、町有地へ対策土を搬入(搬入)したいと考えています。